

## 双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更（双葉町）

都市計画双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設を次のとおり変更する。

名 称		双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設					
位 置		双葉郡双葉町大字長塚字原田、蛭子堂、町西及び深谷、大字新山字東館、大字下羽鳥字益田					
面 積		約 23.9ha					
位 置 及 び 規 模	特定公益的施設	約 0.5ha	備 考	公共施設等を東側駅前に配置する。			
	住宅・特定公益的施設	約 6.6ha		住宅、医療、商業施設等を地区の中心となる双葉駅西側に配置する。			
	特定公益的・特定業務施設	約 6.5ha		商業施設、業務施設等を既成市街地と連担する東側駅前及び住宅・特定公益的施設と連担する地区南西部に配置する。			
	特定 公共 施設	道 路	種 別	名 称	幅員	延長	備 考
			区画道路・歩行者専用道路	—	14～4m	約 6,400m	駅東西に交通広場を配置する
		地区に隣接する都市計画道路3・5・6長塚中野復興シンボルロードを主要な動線とし、区画道路及び歩行者専用道路を配置する。					
		公 園 及 び 緑 地	公園を適宜設置する。				
そ の 他 の 公 共 施 設		水路 既設水路の機能を確保する。 下水道 ①雨水：調整池を経由して既設排水路へ放流する。 ②汚水：汚水処理施設により処理し既設排水路へ放流する。 上水道 双葉地方水道企業団により供給する。					
小 計	約 10.3ha						
		特定公益的・ 特定業務施設(東口)	特定公益的・ 特定業務施設(西口)	左記以外の施設			
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		400/100	200/100	200/100			
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		80/100	60/100	60/100			
建築物の高さの最高限度		—	—	—			

「区域は計画図表示のとおり」

### 変更理由

帰還町民及び周辺の就業者等の「住む拠点」として、日常生活を支える商業、医療・福祉機能の確保、「職・住・遊」のミクストユースを推進するため、区画道路及び歩行者専用道路の位置及び延長を変更し、特定公益的施設、住宅・特定公益的施設、特定公益的・特定業務施設及び特定公共施設の位置及び規模を変更しようとするものです。

新旧対照表

名 称		双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設					
位 置		双葉郡双葉町大字長塚字原田、蛭子堂、町西及び深谷、大字新山字東館、大字下羽鳥字益田					
面 積		約 23.9 ha					
位置及び規模	特定公益的施設	約 5.8 ha 約 0.5 ha	備考	官民複合施設、町民交流施設等を <b>公共施設</b> 地区の中心となる東西駅前及び戸建て住宅地と連担する地区南西部に配置する。 <b>東側駅前</b>			
	住宅・特定公益的施設	約 0.7 ha 約 6.6 ha		住宅、商業施設等を地区の中心となる双葉 <b>住宅、医療、商業施設</b> 駅西側に配置する。			
	住宅施設	約 9.5 ha —		住宅等を住環境やコミュニティ形成に配慮して適宜配置する。 —			
	特定公益的・特定業務施設	約 0.4 ha 約 6.5 ha		商業施設、業務施設等を既成市街地と連担する東側駅前に配置する。 <b>東側駅前及び住宅・特定公益的施設と連担する地区南西部に</b>			
	特定公共施設	道路	種 別	名称	幅員	延長	備考
			区画道路・歩行者専用道路	—	15～4m 14～4m	約 4,860m 約 6,400m	駅東西に交通広場を配置する
		地区に隣接する都市計画道路 3・5・6 長塚中野復興シンボルロードを主要な動線とし、区画道路及び歩行者専用道路を配置する。					
		公園及び緑地	公園を適宜設置する。				
		その他の公共施設	水路 約 0.1 ha <b>既設水路の機能を確保する。</b> 下水道 ①雨水：調整池を經由して既設排水路へ放流する。 ②汚水：汚水処理施設により処理し既設排水路へ放流する。 上水道 双葉地方水道企業団により供給する。				
	小 計	約 7.5 ha 約 10.3 ha					
		住宅施設 (戸建住宅に限る。) <b>特定公益的・特定業務施設(東口)</b>	特定公益的・特定業務施設 <b>特定公益的・特定業務施設(西口)</b>	左記以外の施設			
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		60/100 400/100	400/100 200/100	200/100			
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		40/100 80/100	80/100 60/100	60/100			
建築物の高さの最高限度		10m —	—	—			

「区域は計画図表示のとおり」

## 都市計画変更の経緯

年 月 日	事 項	決定権者	備考
平成30年3月30日	当初決定	双葉町	双葉町告示第17号

### 都市計画の決定に係る土地の区域

#### 3 都市計画を変更する土地の区域

福島県双葉郡双葉町のうち

大字<sup>ながつか</sup>長塚字<sup>はらだ</sup>原田、<sup>えびすどう</sup>蛭子堂、<sup>まちにし</sup>町西及び<sup>ふかや</sup>深谷の各一部の区域

大字<sup>しんざん</sup>新山字<sup>ひがしだて</sup>東館の一部の区域

大字<sup>しもはとり</sup>下羽鳥字<sup>ますだ</sup>益田の一部の区域



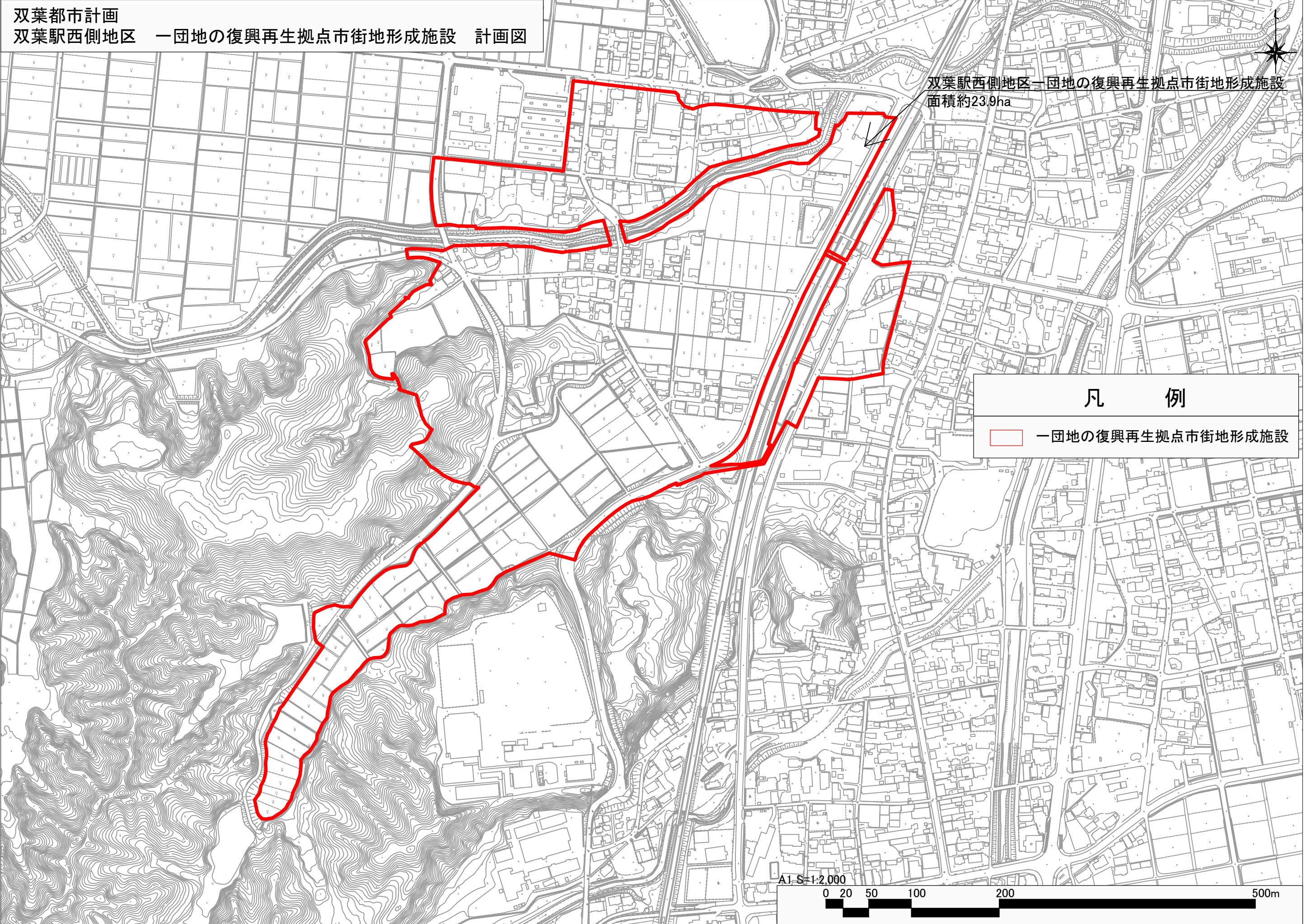




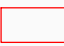
双葉都市計画  
双葉駅西側地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設 計画図

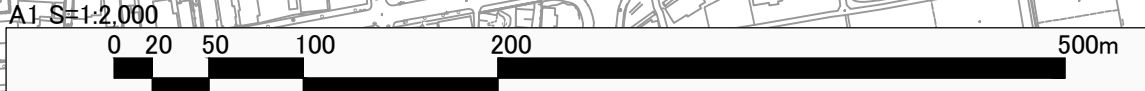


双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設  
面積約23.9ha



凡 例

 一団地の復興再生拠点市街地形成施設





## 議案第 1 号

双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更について

双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設について、別紙のとおり変更する。

### ○ 都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況

縦覧期間	令和 2 年 9 月 9 日～令和 2 年 9 月 2 3 日
意見書の提出	1 件
意見の主旨	<p>○ 都市計画変更の重要な説明会で中身の乏しい説明をしていた。双葉駅西側地区が本当に安心して居住地に適している場所なのか、説明会において放射性物質のことは語られているのか疑問に思う。発電所から放射能が放出しているので除染を行っても汚染が続くことから廃炉作業が完了するまでは帰っては駄目である。</p> <p>○ 中間貯蔵施設の建設を認めた町に対する批判</p>
意見への対応	<p>○ 計画内容への意見ではないため、計画への意見反映は行わない。</p> <p>○ 説明会開催方針や、復興及び帰町方針等に対する指摘・意見は、課内及び関係各課と共有させていただく。</p>